

[特集] 保育所・幼稚園における障害児保育

特集にあたって

本誌編集委員 中村尚子

障害者自立支援法成立・施行以降、障害児支援の見直しに関する検討会（2008年）、障害児支援の在り方に関する検討会（2014年）と、障害のある子どもの福祉に関する検討会がつづいた。二つの検討会の報告書は、たとえば「他の子どもと同じ子どもであるという視点を欠いてはならない」（「見直し検討会」報告書）という文言にみられるように、障害があってもまず子どもとして尊重されるべきだと主張する。

一見、子どもの権利条約の理念にもかなっているかに思われるこうした主張から導き出される施策の方向性のひとつが、保育所や幼稚園に通う障害のある子どもへの支援の強化である。改正児童福祉法（2012年4月施行）の実施過程にある現在（2014年秋）、厚生労働省は、保育所等訪問支援事業の推進と児童発達支援センター等による地域支援機能強化を障害児支援の重点的な課題ととらえている。

ところで、こうした新しい施策の登場を待つまでもなく、これまで各地の保育所や幼稚園において障害のある子どもの発達保障をめざす保育実践が蓄積され、子どもにとってよりよい保育を創造するために保育所巡回などのしくみがつくられてきた。障害児保育を保育実践そのものを問い合わせる機会ととらえ、実践の記録や研究を重ねてきた現場や自主的な研究会も数多い。これらの到達点にたってこそ、保育所や幼稚園を地域療育システムに位置づけることができ、障害のある乳幼児の発達保障の場としての保育所・幼稚園の役割が共有されるのだと思う。

しかし、上記二つの検討会において、これまで保育所・幼稚園が何をしてきたのか、いま何を求めているのかという問題設定がなされなかった。そればかりか、「同じ場で育つ」というだけの障害児保育の認識にとどまっている発言がめだった。また喫緊の課題である入所待機児問題や入所児増に伴う保育条件の悪化についてふれられることもなかった。保育所・幼稚園の関係者からヒアリングをする機会もなく議論がすすんだことが、今後に課題を残すこととなったといえるだろう。

本特集は、障害児支援、そして子ども・子育て支援新制度という制度改編著しい時期にあって、障害のある子どもの乳幼児期における発達保障という観点にたって保育所・幼稚園の役割とそこでの実践の意義を明確に打ち出す必要があると考え、企画にいたった。お読みいただければわかるように、内容は、論文・実践報告の双方において、障害乳幼児施策と実践の到達点、加配保育士や巡回相談制度などの関わりを視野に入れた保育内容の創造とその課題、そして地域の療育システムや子育て支援策のなかにおける保育所の役割が論じられている。また、「動向」では2015年度施行に向けていまだ不透明な部分の多い子ども・子育て支援新制度について、膨大な資料のなかから関係する事項が整理されている。

本特集をもとに、保育所や幼稚園関係者との学習の機会を広げ、自治体における諸制度を守り発展させる運動にも役立てていただければ幸いである。

(なかむら たかこ 立正大学)